

佐治地域振興会議説明資料1-1	
令和5年10月25日	
担当課 (担当者)	経済・雇用戦略課 スマートエネルギータウン推進室 (大角・保木本)
電話	0857-30-8288

台風第7号災害による脱炭素先行地域（佐治町エリア）の影響と対応について（報告）

脱炭素先行地域の取組として、今年度（令和5年度）佐治町で4つの事業に取り組み計画としておりました。2か所で計画している水力発電事業（基本設計、事業性評価調査）については、8月15日に上陸した台風第7号により佐治川など甚大な被害を受け、測量や水量調査が困難となったため、今年度は中止することとしました。事業は、次年度以降に延期となりますが、脱炭素先行地域に伴う国の交付金が活用できる令和10年度までに着実に計画を進めたいと考えます。

1. 令和5年度佐治町で取り組む事業

- ①木合谷川水力発電基本設計事業（予定出力196kW） →令和6年度に延期  
 予算：11,880千円（令和5年度6月補正予算計上 国費3/4）
- ②佐治川水力発電事業性評価調査・事業者公募事業 →令和6年度に延期  
 予算：10,000千円（令和5年度当初予算計上 国費10/10）
- ③木質バイオマス熱電併給設備の導入可能性調査事業 →予定通り実施  
 林野庁から直接執行（林野庁「地域内エコシステム」モデル構築事業）
- ④EVを活用した物流の効率化と過疎地域における持続可能な交通ネットワークモデル構築事業  
 →計画を一部変更し環境省に応募中（事業費11,000千円）  
 予算：20,000千円（令和5年度当初予算計上 国費3/4）

2. スケジュールについて

【当初計画】鳥取市脱炭素先行地域事業 スケジュール（佐治町エリア）

実施項目	事業概要	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度
小水力発電事業(佐治町木合谷川)	196kW 1基	基本設計	実施設計	整備工事		運用	
小水力発電事業(佐治町佐治川)	300kW 1基(予定)	事業性調査	基本設計	実施設計	整備工事		運用
公共部門PPA(佐治町)	佐治町施設182kW(7件)	調査・設計	設置工事	サービス実施			
モビリティ(佐治町)	佐治町2基(急速充電)、5基(普通充電) EV12台、EVバス1台、蓄電池EV3台	調査	充電設備2台	充電設備5台 EV導入6台	EV導入6台		
木質バイオマス	木質バイオマス熱電併給設備1基(40kW)、2基(80kW) チップ製造所、自営線1Km	事業性評価		実施設計	整備工事		運用

現地での調査、測量等が困難と判断し、次年度に延期

【変更計画】鳥取市脱炭素先行地域事業 スケジュール（佐治町エリア）

実施項目	事業概要	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度
小水力発電事業(佐治町木合谷川)	196kW 1基		基本設計	実施設計	整備工事		運用
小水力発電事業(佐治町佐治川)	300kW 1基(予定)		事業性調査	基本設計	実施設計	整備工事	
公共部門PPA(佐治町)	佐治町施設182kW(7件)	調査・設計	設置工事	サービス実施			
モビリティ(佐治町)	佐治町2基(急速充電)、5基(普通充電) EV12台、EVバス1台、蓄電池EV3台	調査	充電設備2台	充電設備5台 EV導入6台	EV導入6台		
木質バイオマス	木質バイオマス熱電併給設備1基(40kW)、2基(80kW) チップ製造所、自営線1Km	事業性評価		実施設計	整備工事		運用

事業期間の令和10年度までに着実に実施

担当課 (担当者)	経済・雇用戦略課 スマートエネルギータウン推進室 (大角・保木本)
電話	0857-30-8288

## ①-2 策定するマスタープランの概要

### 【対象となる拠点や地域の現状】

対象となる拠点は、①過疎が進む鳥取市佐治町(26集落が佐治川沿い約20kmに点在し、740世帯・1,643人が居住)の中心となっている鳥取市佐治町総合支所周辺で公共施設と佐治郵便局が立地しているエリアと②用瀬(もちがせ)町の公共施設が集積したエリア。当該エリアは、中山間地域で急速に過疎化が進むエリアであり、公共交通空白地域となっているため、佐治町への入り口で幹線(国道53号線)との結節点となる用瀬町と佐治町間の交通は有償運行事業者により提供されています。また、日本郵便や鳥取県生活協同組合など物流事業が行われています。



令和5年度及び令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献脱炭素物流等構築事業

## ④ マスタープラン策定の実施体制

構成員	役割
鳥取市	事業推進・総合調整・合意形成促進
物流・配送事業者	EV活用・脱炭素&効率化施策検討
物流・配送事業者	EV活用・脱炭素&効率化施策検討
物流・配送事業者	EV活用・脱炭素&効率化施策検討
NPO法人さじ未来	EV活用・脱炭素&効率化施策検討
(株)NEXT MOTION	ドローン活用
大学	指導・助言
鳥取県	オブザーバー参加(指導・助言)
(公募予定事業者)	検討・とりまとめ支援など

・ 外部検討委員会 (メンバー構成: 上記メンバー、開催予定回数: 3回)

### 【検討項目】

- 背景情報の整理
  - 佐治町・用瀬町の状況整理
  - サービスニーズ抽出
  - 貨客混載・共同配送・カーシェアサービスについてヒアリング
- バッテリー交換式EVサービス構想・計画策定
  - サービス利用者の想定
  - サービスモデルの構築
  - 運用計画の策定
  - システム要件の抽出
- 事業構想策定
  - 運営主体の役割・コアコンピテンスの整理
  - ビジネスモデル案作成
  - 事業計画策定(売上・コストの想定)
- 課題整理・効果検証
  - エネルギー面の効果(再エネ活用率等)
  - CO2排出削減量
  - 法制度調査
- ロードマップ策定
  - 2カ年ごとの目標整理(サービス・エネルギー・インフラ)
  - 2024・2025年度活動案策定



## 鳥取市中山間地域課題解決プロジェクト(仮) 災害時対応実証実験(佐治町)



NEXT MOTION  
Consulting Company



徳吉薬局



TOYO ENGINEER  
東洋エンジニア株式会社

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業」活用

### 目的と経緯



#### <目的>

災害時において、①迅速かつ安全な物資の輸送、②人命救助および、生命維持活動の支援、③人的労力の大幅軽減、の3つの観点から無人航空機を活用し検証を行う。

事業を構成する「鳥取市」「徳吉薬局」「NEXT MOTION」それぞれの分野で、上記目的の達成を図る。

#### <経緯>

- ◆ 鳥取市内には多数、過疎が進む中山間地域が存在している。特に鳥取市佐治町においては急速に過疎化が進み、地域高齢化率は令和5年3月31日時点で54.73%にのぼる。また令和5年1月の大雪、同じく令和5年8月の台風7号で道路が分断、停電・集落の孤立が発生。大雪、大雨による土砂災害等の危険地域の為「災害時対応の強化」が地域課題である。
- ◆ 鳥取市は令和5年度、スマートエネルギータウン推進室を設置。地域資源（水力、太陽光、風力等）を活用し電気エネルギーを作り、それらで各種EVバッテリーを充電。EVモビリティなどを利用し様々な行政サービスに活用することで地域課題の解決を図る。そのモデルケースとして佐治町で実施を計画している。この計画により第3回脱炭素先行地域の公募により「脱炭素先行地域」として選定された。
- ◆ NEXT MOTION及び徳吉薬局は、昨年度（一財）環境優良車普及機構による補助事業として、無人航空機による災害時ドローン物資輸送、処方薬の医薬品配送の実証実験を実施。昨年同様の補助事業を、それぞれの立場でブラッシュアップし、災害時により実現可能な想定でこの度の実証実験を計画。



徳吉薬局

医薬品・地域医療



NEXT MOTION  
Consulting Company

無人航空機（ドローン）利活用

# 鳥取市の計画全体像

「物流」のグリーン化(再生可能エネルギーの活用) スマート化(貨客混載・共同配送)

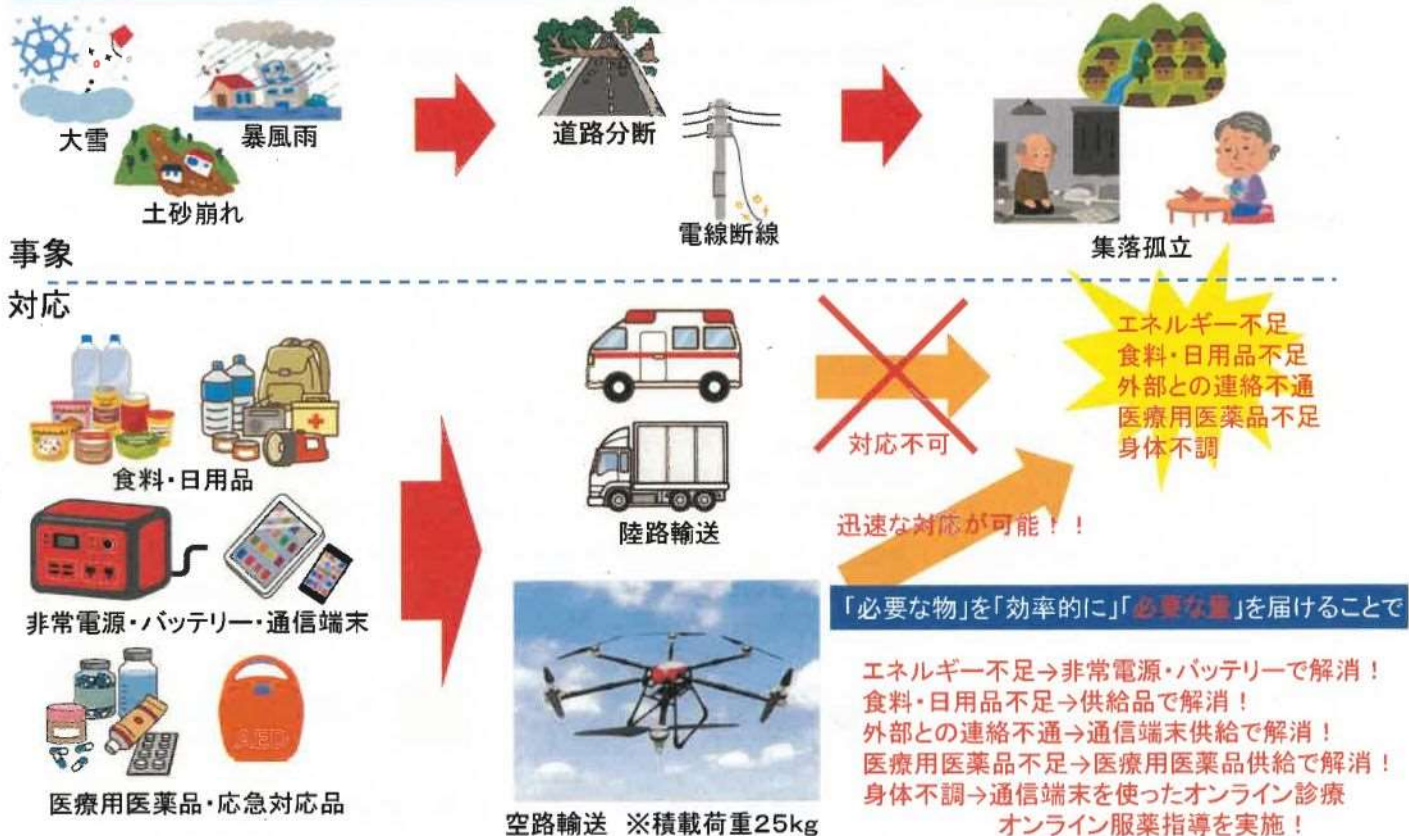
急速に過疎化が進む佐治町で物流・配送の効率化(スマート物流)を目指すとともに地域唯一のガソリンスタンド(R5年)の撤退と合わせてモビリティの電動化・グリーン化を進め、移動サービスや生活必需品配送サービスの充実化を図る。

【取組1】地域再エネの最大活用(小水力発電(196kW)FS済)と物流センター・バッテリーステーションの防災拠点化

【取組2】物流網のスマート化・グリーン化



## 災害ドローン物流 課題解決イメージ





## 災害輸送①



災害輸送① ～災害時孤立集落への医療支援～  
マルチコプターによる短距離輸送検証（医薬品・その他）

- ◆ A地点：「鳥取市佐治町総合支所」
- ◆ B地点：「鳥取市さじアストロパーク」駐車場  
または、津野集落
- ◆ 想定距離：500m（往復：A-B 22km+C 1.73km）
- ◆ 想定荷重：1.5kg
- ◆ 飛行実証条件の想定
  - A地点～B地点の5 km以内の輸送
  - 積載 1 kg以上 3 kg未満（医薬品含む）
  - LTE通信を活用したLv3飛行の実施
  - 補助員を極力少なくした実施



Delivery Drone  
**AEROBO®**  
 AS-MC03-TBox  
 1kg 10km  
 Delivery

AS-MC03-TBox	
サイズ (縦×横×高さ)	プロペラ無し 517x517x450 mm プロペラ有り 943x943x450 mm (ガード装着)
重量	2.63kg      2.85kg (ガード装着時)
最大搭載重量	3kg
機体IP等級	IP43
フライト コントローラー	自社製フライトコントローラー +アプリケーションプロセッサ
最大飛行速度	54km/h
最大飛行時間	20 / 28分 @Payload 1kg
最大風速対抗	12m/s以下
センサー	GPS, 加速度/角速度/地磁気 (各3軸), 気圧
動作環境温度	-10~40°C (バッテリー除く)
GNSS	GPS、準天頂衛星QZSS、GLONASS
動作周波数	機体制御 2.4GHz、 映像伝送 2.4GHz または 5.7GHz または 5.8GHz
電波到達距離	600M (標準2.4GHz帯使用時)、拡張時5km
対応USBポート	USB, UART
輸送箱	外寸：186x258x155mm 重量：267g
安全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED灯火による機体前方、後方の視認性確保</li> <li>・バッテリー残量基準値以下による自動帰還</li> <li>・通信断による自動帰還 (帰還方法設定可能)</li> <li>・GPS信号断による緊急着陸</li> <li>・遠隔での緊急停止機能</li> <li>・暴走飛行防止 (異常傾き検出時のプロペラ自動停止)</li> </ul>
バッテリー	
種類	リチウムポリマーバッテリー
容量	6S 8,000 mAh / 16,000 mAh
充電環境温度	摂氏 10°C以下、50°C以上では充電しない

## 災害輸送②



NEXT MOTION

### 災害輸送② ～分断地点での物資ピストン輸送～ 荷重25kg機体による検証 (医薬品・食料品・その他)

- ◆ A地点：「鳥取市佐治町余戸A」
- ◆ B地点：「鳥取市佐治町余戸B」
- ◆ 想定距離：500m (往復)
- ◆ 飛行実証条件の想定
  - A地点～B地点のピストン物資輸送
  - 積載20kg (医薬品・食料品・その他物資)
  - 合計100kgの物資を輸送
  - 荷下ろしには自動着脱フックを使用
    - ※受取側での離陸対応不要
  - 目視飛行
    - ※場合により2オペ飛行
  - 必要であれば補助員を配置
  - 燃料等の危険物輸送に関する事前許可申請の必要あり。



使用機体②

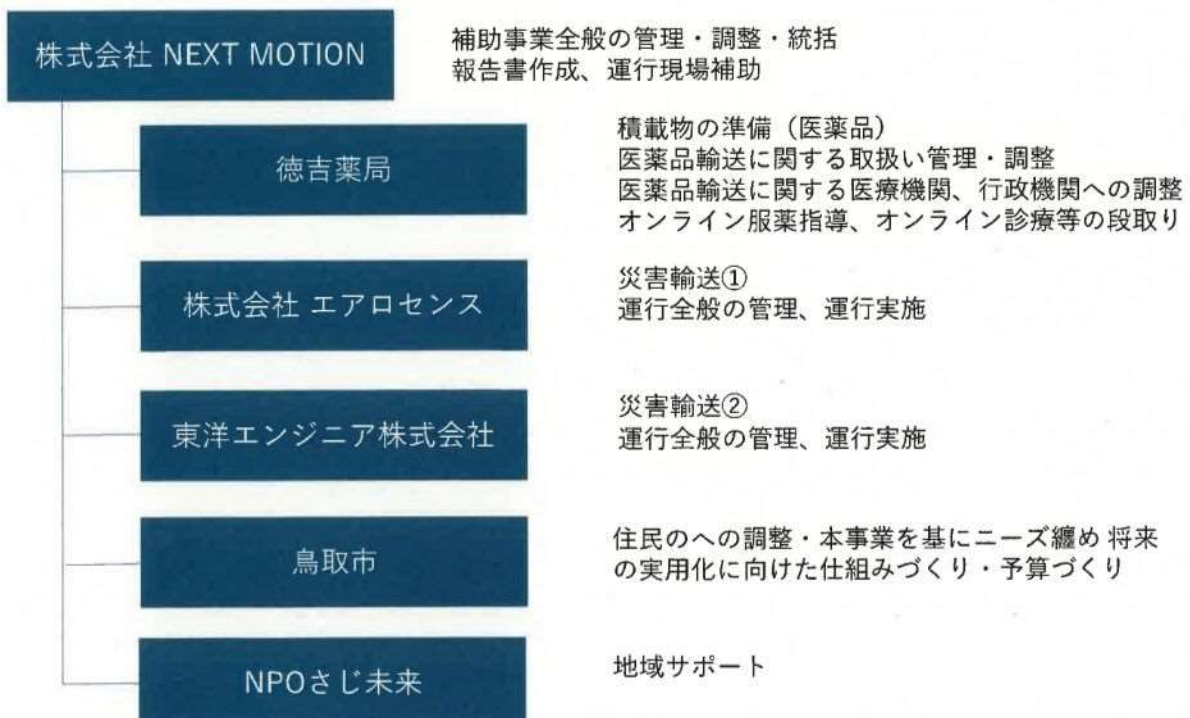


スペック	
モデル名	森飛25
展開サイズ	1985 × 1985 × 650mm
格納サイズ	1130 × 1020 × 650mm
モーター外径	96mm
プロペラ	34inch
バッテリーサイズ	110 × 142.5 × 258mm
バッテリー重量	7.01kg
バッテリー容量	12SHV1,368wh30C
機体総重量	17.51kg
最大離陸重量	49.52kg
最大積載重量	25kg
最大ホバリング時間	28分30秒
最大使用風速	7m/s
最大飛行距離	1,000m(離陸地点より)
電波到達距離	1,000m

事業の実施体制



NEXT MOTION







# ドローン空路周辺の地権者の方へ ドローンでの物流実証事業を 実施するためのお願い

sora:share（ソラシェア）は、  
生活者とドローンユーザーをつなぐサービスです

上空シェアリングサービス「sora:share」



1. 委託書により、あなたの土地をソラシェアに登録します。  
■委託書に記載された情報に基づき、上空を登録します。
2. 登録された土地上空を活用し、空の道を作ります。  
■主に、ドローン空撮や練習、物流空路などに使用されます。
3. ドローンユーザーはシステム利用料を払う。  
■もしもの時の保険やシステム運用などの原資となります。
4. 土地所有者は、報酬を受け取るオプションも選択可能に。  
■配送事業開始後は報酬受け取りの選択が可能です。

ソラシェア



お問い合わせ：株式会社NEXT MOTION

sora@next-motion.co.jp

0857-38-7555

# sora:share (ソラシェア) 委託書

株式会社NEXT MOTION (ソラシェア登録事業者) 御中

私は、貴社に対し、下記物件の各土地 (以下「本件土地」という) について、上空シェアリングサービス「sora:share( <https://www.sorashare.com/> )」の「sora:share利用規約」(以下、「本規約」という) 第2条に定める「スカイドメイン」として登録することを承諾します。

## 記

### 登録情報

ふりがな	
氏名	
住所	
連絡先	
メールアドレス	
登録土地情報① 地番・地目・地積	
登録土地情報② 地番・地目・地積	

### 【注意事項】

- 1) 本承諾書によりsora:shareにその土地の登録を委託する者は、本規約の全文を読み、内容をよく理解したうえで行うものとする。
- 2) 本件土地所有者等は、本委託書による登録の有効期間中自ら又は第三者をして、本件土地をsora:shareと同様又は類似のサービスのために利用してはならないものとする。
- 3) 登録には期限がないものとし、登録を解除したい場合には解除を希望する日の三ヶ月前までに解除の意思を表示するものとする。

お問い合わせ：株式会社NEXT MOTION

ソラシェア



sora@next-motion.co.jp

0857-38-7555

# 災害査定の進捗状況・復旧復興状況

## ◆ 公共土木施設（道路・河川等）の復興

- ・被災箇所については、応急復旧により日常生活に必要なインフラ機能を確保済。
- ・緊急性が高く査定前着手が可能な工事は、9月から着手済。
- ・その他は、10月23日から12月8日まで災害査定を受け、復旧工事の発注を11月頃から本格化。



鳥取市佐治町古市



鳥取市佐治町福園



鳥取市用瀬町別府

単位：百万円

日程	県		市町村	
	件数	申請額	件数	申請額
10/23~27	67	3,174	18	238
11/6~10	83	3,907	5	32
11/13~17	88	3,669	55	2,471
11/27~12/1	75	4,414	9	169
12/4~8	38	3,178	13	1,030
合計	351	18,316	100	3,942

※表中の申請額は現段階での予定額であり、精査中  
 ※表のうち、査定前工事を10カ所で進めている

## ◆ 採択された治山・砂防事業

- 災害関連緊急治山事業(10/16採択)
  - ・鳥取市河原町北村地区 245百万円 谷止工1基
  - ・八頭郡八頭町姫路地区 57百万円 谷止工1基
  - ・八頭郡八頭町落岩地区 62百万円 谷止工1基



土砂流出発生源(北村地区)



県道被災状況(北村地区)

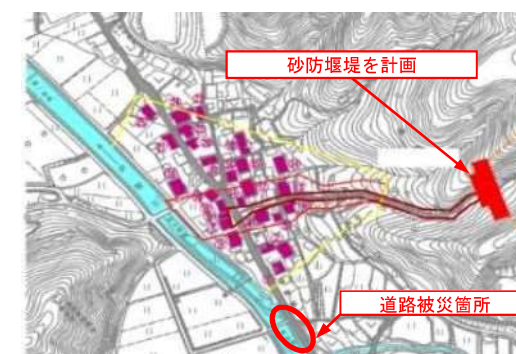
- 災害関連緊急砂防事業(9/14採択)
  - ・福地谷川 八頭郡八頭町福地地内 195百万円 砂防ダム1式



流域内の崩壊地



県道への土砂流出



砂防堰堤を計画

道路被災箇所

# 農地・農業用施設災害の災害査定・復旧復興状況

- 農地・農業用施設災害については、災害査定に向けた査定設計書作成を進めている。
- **10/16より災害査定を順次開始**。12/22まで延べ24班体制での実施を予定。

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	計	
10月			1班			1班	24班
11月		2班	2班	2班	3班	9班	
12月		5班	4班	5班		14班	

- 査定前であっても必要に応じて、随時、応急復旧を実施中。

## ■ 鳥取市河原町「大淵用水」



土砂埋没による通水機能の喪失  
(R5.9.5撮影)



※ 排土工事中は代替ポンプを稼働  
R5.9.6撮影)



排土による通水確保  
(R5.9.24完了)



- 9/26～27に、国の災害査定官及び県担当者にて各市町から要望のあった案件の現地確認等を実施。橋梁などの重要施設の査定申請における復旧方針等の助言を行った。



※ 被災状況の確認  
(R5.9.26 八頭町)



※ 現地確認  
(R5.9.26 八頭町橋梁被災箇所)

# 林道災害の災害査定・復旧復興状況

○10/30より災害査定を順次開始。12/15まで延べ6班体制で実施予定。

区分	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	計	
10月					1班	1班	6班
11月		1班	1班		2班	4班	
12月			1班			1班	

○被災後39路線が通行不能となっていたところ、現在までに3路線（河合谷線、毛無山線、籠山線）が解消。他の路線についても、査定が終わり次第、順次復旧を実施予定。

○鳥取市管理林道の早期復旧を図るため、9月より東部農林事務所八頭事務所に職員2名を派遣し、支援体制を強化。

## ○林道河合谷線 （鳥取市国府町雨滝）

県管理

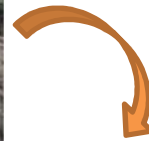
土砂撤去により通行確保



## ○林道毛無山線 （鳥取市矢矯）

市管理

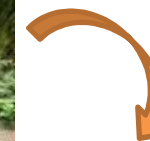
土砂撤去により通行確保



## ○林道籠山線 （鳥取市江波）

市管理

土砂撤去により通行確保



# 安全・安心な県民生活の回復

## 自然公園 (雨滝・鷲峰山登山道)

時期	内容
R5.10月下旬	測量設計業務契約
R6.3月	復旧工事契約
R6.4月下旬～5月上旬（雪解け後）	工事着手 早期復旧を目指す

※ 県・鳥取市で連携して取り組む。

## 地域交通の再開

・10月16日より日ノ丸路線バスの  
**佐治線全便が通常運行再開。**

⇒ 概ね全ての路線で通常運行中。

## 上・下水道



＜鳥取市佐治町高山＞  
橋崩落⇒迂回管路を  
仮設



＜八頭町福地＞  
道路復旧にあわせて埋  
設工事

## ＜鳥取市・八頭町から聞き取り＞

・道路・護岸工事にあわせて本復旧管路  
の埋設工事を進める。

・国費関連は農林関連施設等の災害査  
定と同時に実施予定。

# 防災機能向上に向けた今後の取組

## ◆ 台風第7号の教訓を踏まえた対策の調査検討

「災害激甚化防災機能向上専門家調査事業」の予算成立により、災害の激甚化を踏まえたインフラの機能強化等について、鳥取大学教授からの意見を伺いながら**調査検討を開始**。

### 【検討テーマと有識者】

- ・佐治川流域の安全確保 : 工学部 裕見教授、三輪教授
- ・佐治川流域のインフラ機能強化 : 工学部 谷本教授、桑野教授
- ・創造的復旧に向けた工法検討 : 工学部 宮本教授
- ・農業用水路の応急対応 : 農学部 緒方教授



### 【これまでの主な経緯】

- ・8/31 工学部附属地域安全工学センターとの情報交換、復旧工法等検討への支援依頼し、作業を開始
- ・9/29 インフラ機能強化等検討テーマと担当教授の決定
- ・10/4 佐治川河川復旧工法に関して現地検討
- ・10/6 佐治川流域安全確保に関する関係者協議を開始

## ◆ 境港の災害時海上輸送応援協定締結（10月25日）

- ・**陸上輸送寸断時にあっても、日本海側RORO船定期航路を活用した海上輸送応援により、サプライチェーンを維持。**
- ・災害時の物資輸送・物流専門家の派遣等に係る協力体制を構築。

### 【協定者】

近海郵船(株)、日本通運(株)山陰支店、NX境港海陸(株) 等



## <10月15日現在の状況>

**寄附金額 112,697,083円**

(342件、13団体)

※ 令和5年12月末まで  
引き続き受付中

### 【概要】

- ・ 鳥取県への災害支援寄附について、8月17日から民間のふるさと納税受付サイト(ふるさとチョイス、ふるなび、さとふる)に特設サイトを開設し、受付中
- ・ 県人会、同窓会、県外本部主催イベント来場者への災害支援寄附募集チラシ配布や県外本部等メールマガジン、フェイスブック、X(旧ツイッター)等で寄附を呼びかけ
- ・ 鳥取市、八頭町、三朝町においても、民間のふるさと納税サイト等で災害復興支援寄附の受付を継続



# 9月補正予算成立・激甚災害指定

**過去最大の復興予算（367億円）が10月13日に成立  
激甚災害が10月6日に早期指定（10月12日に公布・施行）**

## 災害復旧・復興予算の措置

**367億円（9月補正+専決）**

※H12の鳥取県西部地震関連予算352億円を超え、過去最大の対策予算

<9月補正予算：331億円>

### ◆ 公共土木施設復旧（181億円）

- 公共土木施設の復旧、河川の樹木伐採・掘削
- 河川護岸、治山・砂防堰堤の改良復旧 等

### ◆ 農林畜産関連復旧（97億円）

- 農地及び農業用施設、林道・作業道の復旧 等

### ◆ コロナ禍や台風被害を乗り越えるための観光振興（1.5億円）

- 旅行商品造成、情報発信強化、国際航空便の拡充に向けたプロモーション強化 等

### ◆ 災害激甚化への対応、防災・減災対策の強化（51億円）

- 今後の防災機能向上に向けた専門家による調査研究
- 医療機関の浸水対策、道路冠水危険箇所へのWEBカメラ設置
- 台風第7号や今後発生する災害により被害を受ける公共土木施設や農林関連施設の早期復旧等を図るための復旧特別枠の設定（50億円） 等

<専決予算：36億円>

公共土木施設の応急復旧（27億円）、農林・商工・観光支援（7億円）、被災者支援等（2億円）

## 激甚災害の早期指定

⇒ **10/6 閣議決定（10/12に公布・施行）**

（激甚災害指定により復旧事業の国の補助率が嵩上げされるため、迅速な復旧・復興がさらに加速）

**【本激】** 農地等の災害復旧事業に係る補助等の特例（地域を特定しない）

**【局激】** 公共土木施設の災害復旧事業に係る補助等の特例（三朝町）

(報告)

総務企画委員会 資料	
令和5年9月15日	
担当課	市民生活部 地域振興課
電 話	0857-30-8172 (内線7311)

## トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応について

トスク店舗閉店に伴う現在までの状況は以下のとおりです。本市としても、引き続き状況を注視し、買い物環境確保のため、必要な対策を行ってまいります。

年月日	会議、報道等	内容等
令和5年4月26日 (水)	【報道発表】 J A総代会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トスク各店舗の閉店時期が示された。 令和5年7月末 トスク河原店 令和5年8月末 トスク用瀬店 令和5年9月末 トスク吉成店・本店</li> </ul>
令和5年5月1日 (月)	【協議】第2回 市町・J A・県による買い物環境確保に係る対策協議会 (県主催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の進め方として、市町は、地域の実情やニーズを把握し、店舗ごとの持続可能な「買い物環境確保計画」を策定し、県は市町からの「買い物環境確保計画」を踏まえて支援を行うことが決定。</li> </ul>
令和5年5月26日 (金)	【提出】鳥取市買い物環境確保計画を県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画の内容は以下のとおり ①移動販売の拡充 (トスク移動販売の廃止に伴い発生する買い物が困難なエリアをカバーする事業者への支援) ②物流再構築事業 (トスク納入業者が、トスク閉店後に東宝ストアへの納入を継続するために行う、共同物流等の取組等) に対する支援)</li> </ul>
令和5年6月16日 (金) ～7月4日 (火)	【議会】令和5年6月定例市議会において、6月補正予算計上し可決	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月補正の内容は以下のとおり ①移動販売の拡充 ②物流再構築事業</li> </ul>

年月日	会議、報道等	内容等
令和5年7月7日（金）	【報道発表】 J Aからの報告	●トスク本店の事業継承において、東宝企業の代理人弁護士が交渉窓口から外れることが判明し、交渉成立する見込みがなくなったと判断して、これを断念することとした。
令和5年7月11日（火）	【報道発表】 東宝企業からの報告	●東宝企業は、トスク店舗の引継ぎについて断念する。
令和5年7月14日（金）	【報道発表】 J Aからの報告	●今後は、各地域において未永く営業を継続することが見込める業者に声をかけ、交渉を急ぐ。（各店舗個別に交渉する。） ●トスク丹比店、ちづ店、用瀬店、若桜店、フレッシュいわみの5店舗について閉店予定日を8月末から9月末までに延期する。
令和5年8月30日（水）	【提出】 県東部4町と連携し、要望書をJ Aに提出	●要望書の内容は以下のとおり ①トスク店舗引継ぎ交渉先の早期決定 ②閉店期日の延長
令和5年9月13日（水）	【報道発表】 J Aからの報告	●発表内容については以下のとおり ①トスク吉成店については、S マートに不動産及び内部施設の売却を行う方針。ただし、店舗営業を引継ぐ予定はないとのこと。 ②トスク用瀬店及び丹比店については、現在複数企業と引継ぎ交渉中であり、引き続き買い物環境維持に向けて努力するとのこと。 ③トスクちづ店及び若桜店については、S マートに運営を引き継ぐ方向で交渉中で、比較的早い時期に引継ぎが完了する見込みであるとのこと。

佐治地域振興会議資料	
令和5年10月25日	
担当課	市民生活部 地域振興課
連絡先	0857-30-8172

## 鳥取市過疎地域持続的発展計画の取り組み状況について

「鳥取市過疎地域持続的発展計画」に定めるとおり、計画の取り組み状況について報告いたします。

### 1. 概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、当市は令和3年9月に「鳥取市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。計画中「1 基本的な事項」「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」に「計画の達成状況の評価について、毎年度、取り組み状況を各過疎地域の地域振興会議において報告を行い、次年度以降の取り組みを検討します。」とあることから、計画の取り組み状況についてご報告いたします。

### 2. 計画事業及び取り組み状況

別紙のとおり。

以上

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
産業の振興	地場産業の振興	加工施設		佐治町農産物加工施設ボイラー更新	市	佐治	農政企画課	ボイラー機器の更新	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
産業の振興	観光又はレクリエーション			佐治川ダム公衆トイレ整備事業	市	佐治	観光・ジオパーク推進課	公衆トイレの洋式化他改修 ・便器洋式化 3基 ・室内間仕切り改修 一式 ・出入口ドア設置 2ヶ所	3 継続(計画通り)	本年度中に完了予定。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業			輝く中山間地域創出事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	以下の事業に対して補助する。 地域住民や団体等が創意工夫を凝らして中山間地域の活性化のために策定した計画に基づいて展開する事業（ソフト） 過去に本事業による補助を受けた事業で、取組を発展・継続していくために新たに展開する事業を含む。 ただし、当該事業年次を含めて3年次を限度とする。	3 継続(計画通り)	計画通り、各地域独自の事業やむらとまちの交流を支援することで、地域の活性化を推進している。
情報化	電気通信施設等情報化施設	有線テレビジョン放送施設		超高速情報通信基盤整備事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	情報政策課	CATV網のFTTH化（光化）	4 継続(遅延・縮小)	計画の見直しにより、整備完了予定が令和8年度から令和9年度に遅延した。
情報化	過疎地域持続的発展特別事業			地域内情報伝達設備支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	鳥取市自治連合会加盟の町内会を対象に、8割以上の世帯が情報伝達設備の整備を希望する町内会に対して、一部補助をするもの。	1 完了	令和4年度で事業が完了した。地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会等が主体的に取り組む情報通信設備の整備を支援することにより、地域福祉及び地域連携の強化が図れた。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		屋住佐治線 落石防護	市	用瀬・佐治	道路課	市道の落石防護	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		南岸線 現道拡幅	市	佐治	道路課	市道の拡幅	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		津野線 現道拡幅	市	佐治	道路課	市道の拡幅	4 継続(遅延・縮小)	令和4年度→令和5年度に延期。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		ホウニン線 法面保護	市	佐治	道路課	市道の法面保護	4 継続(遅延・縮小)	令和4年度→令和5年度に延期。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		川奥線 落石防護 法面工	市	佐治	道路課	市道の落石防護	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		佐治用瀬線 崩落法面整形	市	佐治	道路課	市道の法面整形	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		中ノ谷線 床板橋整備	市	佐治	道路課	市道の床板橋整備	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		谷川線 法面保護	市	佐治	道路課	市道の法面保護	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		笹尾線 転落防止柵設置	市	佐治	道路課	市道の転落防止柵の設置	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		南岸線 区画線整備	市	佐治	道路課	市道の区画線整備	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		刈地森坪線（刈地橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		川奥線（猿渡橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		旅行村線（旅行村橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		余戸線（第二余戸橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		谷川西谷線（谷川橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		中村中線（沢橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		下加瀬木線（河合谷橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		下加瀬木線（河合谷橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		佐治中央線（ヒッボウ谷橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		佐治中央線（尾続谷橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		下大井線（下大井橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		小原線（和増谷橋）橋梁補修	市	佐治	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	その他			道路台帳修正業務	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	道路課	道路台帳の修正業務	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道			恩谷線(恩谷橋)橋梁補修	市	佐治	林務水産課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度調査・補修設計実施。設計完了時期及び補修額の確定が年度末となる。また、補修に向けての河川管理者等各関係機関との協議に時間を要するため、令和7年度に補修実施に向けての協議を行い、令和8年度に補修等着手予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	自動車等	自動車		交通空白地有償運送車両購入支援事業	市	佐治	交通政策課	本地域内においてNP0さじ未来が実施する交通空白地有償運送の車両購入に係る経費支援	1 完了	令和3年度に購入済。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			交通空白地有償運送支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治	交通政策課	本地域内において住民などが主体となって取り組む交通空白地有償運送に係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			地方バス路線維持対策事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内を運行する民間路線バスに係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			市有償運送事業	市	河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内において交通空白地有償運送を実施	3 継続(計画通り)	計画通り。
生活環境の整備	水道施設	上水道		地域水道整備事業 (用瀬地域) 送配排水管 (佐治地域) 送配排水管 (青谷地域) 送配水管	水道局	用瀬・佐治・青谷	水道局経営企画課	地域水道整備	3 継続(計画通り)	計画通りに、佐治町余戸地域の整備が令和5年度に完了する予定。用瀬町用瀬地域は計画を前倒しし、令和5年度に整備が完了する予定。
生活環境の整備	廃棄物処理施設	ごみ処理施設		焼却工場棟	広域	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	生活環境課	鳥取県東部広域行政管理組合を構成する1市4町の広域焼却施設の建設  ○炉形式：連続運転式ストーカ燃焼炉(発電設備付) ○施設規模：240 <sup>畳</sup> (120 <sup>畳</sup> /日*2炉)	1 完了	令和5年4月1日、鳥取市河原町において、鳥取県東部広域行政管理組合が所管する「リンピアいなば一般廃棄物焼却施設」が本稼働する予定。
生活環境の整備	廃棄物処理施設	ごみ処理施設		廃焼却施設解体	市	用瀬・佐治	生活環境課	廃焼却施設の解体  ○炉形式：機械化パッチ式燃焼炉 ○施設規模：12 <sup>畳</sup> (6 <sup>畳</sup> /8h*2炉)	3 継続(計画通り)	佐治用瀬一般廃棄物処理施設解体工事の事前調査を実施。(ダイオキシン類の調査)
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域防災力強化事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	危機管理課	地区毎の自主防災組織で整備する「避難所運営に必要な防災資機材」等購入を支援、また「小型可搬式ポンプ」の新規購入や更新を支援	3 継続(計画通り)	計画通り、令和3～4年度のサンセット事業として自主防災会連絡協議会(組織)に対して、避難所運営のための資機材等の購入費補助を行った。(R3:4組織 R4:5組織) また、計画通り、小型可搬式ポンプ整備補助を行った。(2組織)
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域コミュニティ除雪活動支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	大雪時に、町内会等が自主的に取り組む除雪活動を支援する。 《発動条件》 鳥取市(北部または南部)に大雪注意報が発表されたとき 《補助対象経費》 町内会等が自主的に行う除雪活動にかかる経費(燃料費、除雪用具費、除雪委託料など) 《補助率等》 補助率 4分の3 補助限度額 5万円	3 継続(計画通り)	町内会等が行う除雪活動に対する負担は、大雪によって増大し、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼす。生活に欠かせない道路除雪活動にかかる経費を支援することにより、地域コミュニティの維持と協働除雪による市民生活の安全・安心を確保する一助となった。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業			買い物福祉サービス支援事業	市	用瀬・佐治	地域振興課	買い物福祉サービス事業委託料 移動販売事業者による、 ①移動販売事業と連携して要見守り世帯の定期訪問の実施 ②困りごと等を聞き取り、必要な生活サービス（福祉）の推進	3 継続(計画通り)	計画通り、移動販売と見守りを組み合わせた買い物福祉サービスの取り組みを支援することで、安心安全に暮らすことができる地域づくりを推進している。
医療の確保	診療施設			佐治診療所医療機器等導入事業	市	佐治	保険年金課	佐治診療所に医療機器等を導入する。	3 継続(計画通り)	引き続き、必要な医療機器等を計画的に導入していく。
教育の振興	学校教育関連施設	統合関連施設	その他	市立小学校小型除雪機整備	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	教育総務課	鳥取市立小学校に配置している小型除雪機のうち、使用・修繕が困難となったものを更新するもの。	3 継続(計画通り)	故障したのから優先的に更新していく。
教育の振興	集会施設・体育施設等	集会施設		佐治町コミュニティセンター空調設備整備事業	市	佐治	生涯学習・スポーツ課	佐治町コミュニティセンターの空調設備を再整備するもの	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度から令和7年度にかけて整備を行う予定。
教育の振興	集会施設・体育施設等	その他		鳥取市歴史民俗資料館（佐治）改修事業	市	佐治	文化財課	鳥取市歴史民俗資料館3館のうち佐治歴史民俗資料館の機能向上を図る。	3 継続(計画通り)	河原歴史民俗資料館での事業実施状況を踏まえて詳細計画を検討する予定。
教育の振興	集会施設・体育施設等	その他		さじアストロパーク除雪機更新	市	佐治	生涯学習・スポーツ課	さじアストロパークで使用している除雪機を更新する。	3 継続(計画通り)	12月議会で計画に記載予定。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			遠距離等通学費補助金	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	学校保健給食課	遠距離等の要因で、バス等で通学する児童生徒の保護者に対して、通学費の補助を行う	3 継続(計画通り)	引き続き、該当保護者の経済的負担の軽減を図っていく。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			小学校・中学校における少人数学級実施事業	県	河原・用瀬・佐治・青谷	学校教育課	本県では、小学校3～6年生を対象に35人学級を実施、中学校2・3年生を対象に35人学級を実施している。この少人数学級を実施するために加配教員を県に協力金（200万円/1教員）を拠出する形で実現している。	3 継続(計画通り)	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導により、基本的な生活習慣の習得や不登校等の未然防止、基礎学力の定着などが図られている。今後も引き続き事業を継続することで、児童生徒一人一人に応じてきめ細かな対応を行っていく。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			複式学級対策事業	市	河原・佐治	学校教育課	2箇学年で15人以下となる学級に対し、非常勤講師を配置することにより、複式学級による種々の困難点を解消し円滑な学級経営への支援を図る。	3 継続(計画通り)	2箇学年で15人以下となる学級に対する非常勤講師の配置を通じて、複式学級による種々の困難点を解消し、円滑な学級運営への支援が図られている。今後も引き続き事業を継続することで、複式学級における学習指導の充実や学級運営の円滑化に取り組む。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	備考 （対象地域）	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		ふるさと体験活動支援事業	市	佐治	学校教育課	佐治町内で小学生が1泊2日、または2泊3日の体験活動を行う。 ・農林家暮らし体験、林業体験、郷土料理づくり体験、魚つかみどり体験等	3 継続(計画通り)	様々な体験活動を通して、地域の方々と子どもたちが交流し、ふるさとの自然や文化のすばらしさ、人のあたたかさに触れ、ふるさとの良さを実感することができた。学校のみならず、児童・保護者からも高評価を得ている。今後も引き続き事業を継続することで、児童にふるさとの良さを実感させ、ふるさとを愛する心を育てていく。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		さジアストロパーク望遠鏡点検整備事業	市	佐治	生涯学習・スポーツ課	望遠鏡の反射鏡の点検及び整備を行うもの ・103cm反射望遠鏡等の点検及び整備	3 継続(計画通り)	計画通り、継続して実施する予定。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		さジアストロパーク企画イベント等事業（ソフト）	市	佐治	生涯学習・スポーツ課	プラネタリウム番組の作成や施設及び地域の特色を生かしたイベント企画の実施を行うもの ・プラネタリウム番組作成 ・集客イベント企画	3 継続(計画通り)	計画通り、継続して実施する予定。
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業		地域振興会議	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	8地域の地域振興会議を概ね年6回開催する。 8地域の地域振興会議の情報交換及び先進地視察等研修の実施のため、また本市の一体的な発展を目指す立場で市長と意見交換を行うため、会長会を年2回開催する。（8月、2月）	3 継続(計画通り)	計画通り、地域振興会議を設置し、本市の一体的な発展に資する新市域の振興を図っている。



(資料1)

地域振興会議会長会 資料	
令和5年8月9日	
担当課	市民生活部地域振興課
電話	0857-30-8172 (内線 7311)

## 地域振興会議の今後のあり方について

令和4年10月から令和5年2月末にかけて、各地域振興会議において、地域振興会議の成果や課題について振り返りを行い、委員の意見を集約しました。これをうけて、令和5年5月25日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和7年3月末）のあり方について素案をまとめました。

### 1. 会議体の設置の意義・目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するため、新たな会議体を設置する方向で検討する。

### 2. 設置区域と位置づけ

各総合支所単位で、設置要綱に基づき設置する。

### 3. 所掌事務

- ・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。
- ・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。
- ・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。

### 4. 今後のスケジュール

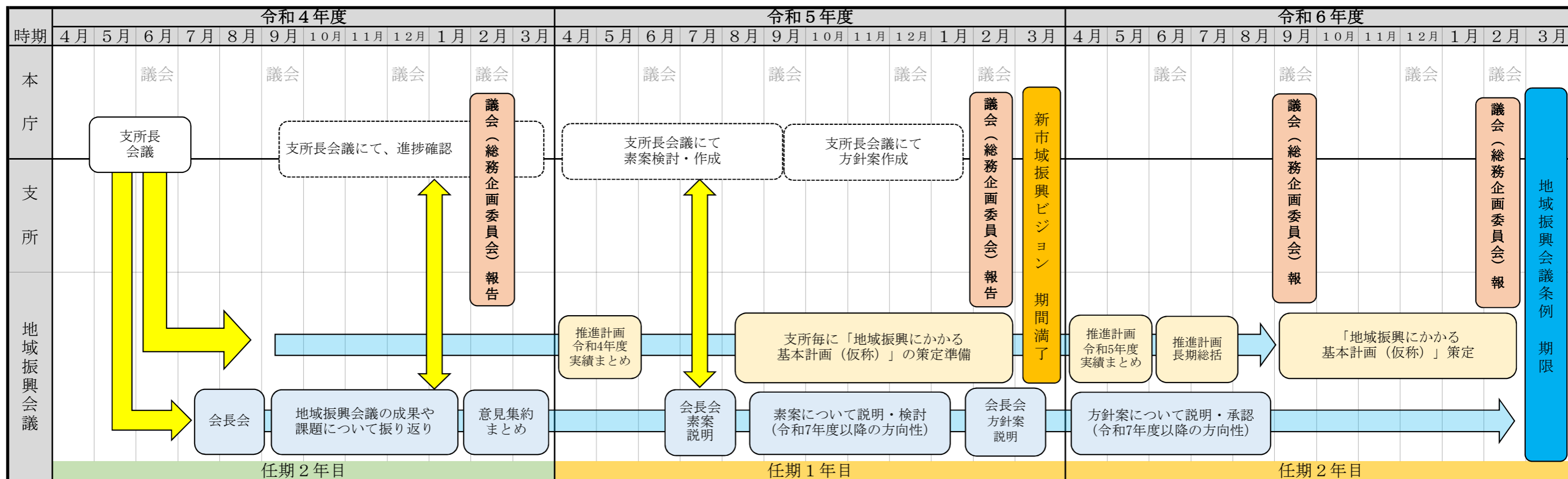
R5年8月～ R6年1月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興会議会長会及び各地域振興会議において、素案を提示し協議</li> <li>・素案の各事項について、各地域振興会議から意見集約</li> <li>・方針案（委員構成、会議の進め方等、詳細事項も含むもの）の作成</li> </ul>
R6年2月～3月	地域振興会議会長会で方針案の説明
R6年4月～8月	各地域振興会議において、方針案の説明
R6年9月	方針案の確定

## 地域振興会議のあり方案 各総合支所とりまとめ

項目	国府町総合支所	福部町総合支所	河原町総合支所	用瀬町総合支所	佐治町総合支所	気高町総合支所	鹿野町総合支所	青谷町総合支所	まとめ
会議体の設置の意義	地域特有の課題や地域活性化案について、地域住民の代表が自主的に議論、検討を行い、市に対し政策提案できる組織体が常設されていることが必要。	地域について考える場として、地域課題解決、地域活性化に向けて行政と連携を図る。	全市にわたる重要な政策・計画について、市全域から幅広く意見を提供できる場として有効。 その区域の地域振興策や地域課題解決のため協議・検討を行う組織が必要。	新市域において、市民が市長に対し、意見を述べたり回答を求めたりすることのできる唯一の機関であり、また、地域の課題解決に向けた意見集約や意見交換の場でもあることから、設置は必須と考える。	市町村合併から20年を迎え地域固有の新たな課題が発生する中、課題を共有し地域住民が主体となり、解決に向けた取り組みを行う会議体を設置する	総合支所が設置されている限り、その区域単位の地域振興に資するための会議体として必要である。また対象区域の意見集約する場として必要である。	新市域（中山間地域）の持続可能な地域共生のまちづくりを推進	総合支所が存在する限り、地域課題等について協議・検討を行う何かしらの会議体は必要。	地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するため、会議体を設置する。
位置づけ	市の各種の方針や事業計画に対し意見具申が可能な、地域を代表する任意組織。	条例設置又は要綱設置どちらでもよいが、会議体として存続してほしい。	設置要綱にもとづく任意組織	・地方自治法第138条の4第3項に規定する執行権を有しない附属機関（R4.6回答） ・ただし、上記設置の意義を踏まえ、実効性が担保されるものであれば、必ずしも条例設置にこだわるものではない（要綱設置でも可）。	設置要綱に基づいて設置された団体	設置要綱による任意組織	設置要綱	条例までは必要とせず、設置要綱による位置づけとする。	設置要綱に基づいて設置された団体
設置区域	各支所単位	支所ごと(合併前の旧町村区域ごと)	河原町全域	合併前の旧町村区域ごと	鳥取市総合支所設置条例第2条に定める所管区域	合併前の旧町村区域ごと	中山間地域の地域生活拠点を中心としたエリア	合併前の旧町村区域ごとに設置。	鳥取市総合支所設置条例第2条に定める所管区域
設置の目的	地域の特色を活かしたまちづくり計画策定提言	新しいまちづくりの検討など行政と地域と連携して地域活性化を図る。	本市の一体的な発展に資する対象区域の振興を図るため。	1-(1)人口減少社会が進展する中、過疎地域を多く含む新市域において、地域を担う人材で地域の将来について展望や知恵を出し合い、地域住民の主体による地域の活動の推進や地域資源の活用による地域課題の解決を図ることにより、地域の活力を創生し、持続可能で自立した地域の活率を目指すこと。 1-(2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 1-(3)前2号に定める事項について、市長に意見を述べること。 2 意見を述べるに当たって、対象区域住民の移行把握に努めること。	地域課題の解決、地域振興・活性化について、研究・協議する 市長に対し意見を申し述べることは可能とする	各地域の資源や特性を活かした更なる地域の活性化をめざす。 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興を図るため。地域課題を地域ぐるみで解決していく、協働のまちづくりの視点の継承を図る。	第11次総合計画に基づく中山間地域における多極ネットワークシティの推進	地域の課題等について協議・検討を行い、行政と連携しながら、解決に向けて取組を進める。	地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進すること
所掌事務	○地域住民の代表による地域特有の課題に対する自主的な議論、検討。 ○課題解決に資する市に対する政策提案。 ○市の方針、事業計画等に対する意見具申。 ○当該地域毎の任意のテーマに基づく継続的な調査・検討。	意見交換や集約、地域課題の整理、地域計画管理及び地域活性化に向けての取組	全市にわたる重要な政策・計画について意見を述べること 当該地域の振興策や課題解決のため、協議・検討を行うほか、市長に意見を提出することができる。	1-(2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 1-(3)前2号に定める事項について、市長に意見を述べること。 2 意見を述べるに当たって、対象区域住民の移行把握に努めること。	地域プランの作成(組織が必要と判断した場合) 地域振興、地域活性化、地域課題の認識と解決策の研究、地域資源の掘り起こし	対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。また、調査及び審議した事項について市長に意見を述べるることができる。	※エリアごとにまちづくりのビジョンを策定することが前提ではありますが。 (1) 対象区域のまちづくりビジョンの策定に関し必要な調査、検討及び原案作成に関すること。 (2) 対象区域のまちづくりビジョンの施策及び推進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、対象区域のまちづくりに関し必要な事項	1. 対象地域の活性化及び課題等について協議・検討を行うこと。 2. 前項に定める事項について、市長に意見を述べること。 3. 意見を述べるに当たって、対象区域住民の意向把握や情報共有に務めること。	○地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討を行う。 ○地域プランの作成(組織が必要と判断した場合) ○前項に定める事項について、市長に意見を述べるることができる。 ○意見を述べるに当たって、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。 ○課題解決に資する市に対する政策提案。政策提案を行うにあたっては、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。
総合支所との関係性	庶務、本庁各課と連携・連絡調整	地域と行政の連携の強化、地域計画の調整など	支所は、庶務を担当し、本庁各課との連携・連絡調整を担う。	会の庶務を行う（事務局）	会議体の意見を尊重したうえで、総合支所は事務局として関与	各総合支所が庶務を行う。	事務局を担うが、同じ目標に向かって共にまちづくりに取り組む関係性。	支所ごとに、地域振興や課題解決を図るための具体的施策を掲げた計画を策定し、新たな会議体と連携しながら、施策の進捗を図っていく。	支所は、庶務を担当し、本庁各課との連携・連絡調整を担う。

# 地域振興会議及び新市域振興ビジョンの検討スケジュール

【参考】



## 11/16（木）第4回佐治地域振興会議 視察スケジュール

8:20	支所集合	
8:30	佐治町総合支所発	地域振興会議委員12名、支所長、副支所長兼地域振興課長、倉持 以上15名予定
	↓	マイクロバス移動
10:20	センター長谷着	(兵庫県神崎郡神河町長谷925-2)
10:30	午前の部	
	説明、EVカーシェアリング	
12:00	午前の部終了	徒歩
	昼食	さんだお(村営ふれあいマーケットとなり) さんだお弁当¥1300
13:00	午後の部	徒歩
	村営ふれあいマーケット長谷	(兵庫県神崎郡神河町長谷1058)
	ガソリンスタンド	
	EVカーシェアリング現地	
14:00	午後の部終了	
	出発	
	↓	マイクロバス移動
16:00	佐治町総合支所着 解散	